

# 国際知財司法シンポジウム2019

## 「インターネット上の著作権侵害に対する 刑事司法」の国際比較

### 結果概要（2日目）

法務省法務総合研究所国際協力部教官  
小谷 ゆかり

## 1 はじめに

国際知財司法シンポジウム（JSIP）は、2017年秋から始まり、開催形式を変えるなどして本年度で3度目を迎えた。2019年度のJSIPでは、より議論の幅を広げ、ASEAN各国の連携・情報共有・発信を強化することなどを目的として、初の刑事パートを取り上げた。

ASEANは地理的にも広く、文化、歴史、政治情勢も様々であり、刑事司法の運用もそれらが反映されるなどして取り扱いが異なるため、トピックによっては本シンポジウムのテーマに適さないものもあるかと思料されたが、ASEANにおいても深刻な問題となっているインターネット上の著作権侵害に焦点を当てることにより、各国の刑事司法の比較検討を試みた。

プログラムは、日本側の知見を共有するものとして警察庁の講演からスタートし、続いてASEAN側のプレゼンテーション、最後にパネルディスカッションという流れで構成した。プレゼンテーションについては、ASEAN国内で知的財産権侵害事犯の取扱件数が比較的多いタイ及びシンガポールが発表を務め、これら2か国を除いたASEANの参加者らがパネルディスカッションに参加して議論を行った。

以下、結果概要を報告する。なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である<sup>1</sup>。

## 2 講演

日本側の発表として、警察庁生活安全局生活経済対策管理官付課長補佐の萩原勇氏から、日本における著作権侵害事犯の検挙状況等についてご講演いただいた。

---

1 各国の刑事司法について比較検討するに当たり、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所知的財産部長加藤範久氏より、数多くの基礎資料や助言をいただいた。